

2014年臨時議会 議長の不信任決議案に対する賛成討論（要旨）

2014年11月5日

まつざき真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま県民連合から提出されました、議長に対する不信任決議案に対しまして、賛成の立場を表明し、その理由を述べ討論いたします。

議員提案の条例として、2013年より施行された鹿児島県議会基本条例には、第2条に「基本理念」として「議会は、二元代表制の一翼を担い、県民を代表する議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。」と規定されています。第9条には「議会運営の原則」として、「議会は、公正かつ県民に開かれた透明性の高い運営を行うものとする。議会は、合議制の機関として、その機能が十分発揮されるよう、円滑で効率的な運営に努めるものとする。」と規定されております。

これまで、本県議会におきましては、議会基本条例にあるように、議会運営においては、すべての会派間で、合意形成を図る努力がなされながら進められてきたと認識しております。しかしながら、今回の事態というのは、その慣例を破って、公平・公正に欠く、非民主的な議会運営がなされたと断じざるを得ません。

川内原発の再稼働をめぐって、これから県議会がどのような議論を行い、どのような結論を出していくのか、全国から注目を浴びています。それは、川内原発の再稼働がなされれば、全国の停まっている原発が次々に再稼働されていくということが予測されるからであります。それだけに、本県議会は、川内原発の安全性の確保や県民の安心・安全な生活の確保という観点から、慎重、かつ丁寧な審議が求められているものであります。私は、当然ながら、予定されている12月定例会の中で、しっかりとこれらを議論していかなければならないと考えておりました。

ところが、新聞等で11月にも臨時議会が開催されるという報道がなされました。当事者の議員である私には、何も伝えられていない中であり、驚くばかりでした。本当に臨時議会の開催が検討されているのなら、当然、会派としての意見を聴取するための会議が開催されるはずであり、その会議の場で、臨時議会について反対の意見を申し上げて、協議を行いたいと考えていました。

しかしながら、29日の会派代表者会議は、会派の意見を聴取し検討する場ではなく、知事側から臨時議会の招集の意向が伝えられるという場でありました。

私は、今回の議長のこのような議会運営の背景には、議長自身の「再稼働推進」の姿勢があるからだと考えます。もちろん、池畑議員自身が、自民党員として、また個人として、政府の方針である再稼働推進の立場を取られるのは、自由であります。しかしながら、議長という立場は、地方自治法第104条にあるように、本県議会のすべての会派、議員を代表す

る立場であり、議会内で議論が継続中であり、しかも賛否が大きく分かれた重大案件については、中立の立場を賢持し、慎重な言動に努めるべきであります。

先月24日に開催された、原子力発電関係道県議会議長協議会と自民党原子力政策・需給問題等調査会との意見交換の場において、池畑議長は、「とにかく鹿児島県は原発反対の声一色」と述べ、「再稼働容認にむけて意欲的な議員は援軍がない中で孤軍奮闘している状況ですので、ぜひ自民党中心に再稼働に向けての必要性、安全性をしっかりと鹿児島においていただいて意見交換していただいて、再稼働に向けて環境整備を是非やっていただきたい。」
「特に経済界を中心に、日本経済に大きな影響があるという団体の方々から早く再稼働してほしいという援軍が必要」とまで発言しておられます。

これが、すべての会派、議員を代表する議長の発言として許されるでしょうか。

私は、この議長のこの姿勢が、今回の臨時議会の強行招集に反映されていると考えます。

本来、二元代表制の一翼である県議会を代表する議長として、知事と対等の立場で、知事の臨時議会招集の意向についての議会としての意見を申し述べるべきであり、そのためには、臨時議会の開催についてすべての会派の意見を事前に聴取すべきでありました。私は、27日に、直接議長に対して、先に述べた議長の発言に抗議をおこない、合わせて「新聞等で報道されているような臨時議会の開催には断固反対である。」と伝えましたが、その場でも、臨時議会については一切言及がなく、結局、29日の会派代表者会議まで、何の情報も伝えられず、何の会合も開かれませんでした。これは、議長が、再稼働推進の知事の立場に立つがゆえに、いかに反対派の影響を抑えて臨時議会を開催するかという意図のもと、秘密裏に自民党内の調整を行い、他会派には結論を押し付けることとされたと思わざるをえません。

以上の理由から、議長の不信決議案に賛同するものであります。

討論を終わります。

副議長の不信任決議案に対する賛成討論（要旨）

2014年11月5日

まつざき真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま県民連合から提出されました、副議長に対する不信任決議案に対しまして、賛成の立場を表明し、その理由を述べ討論いたします。

これまで、本県議会におきましては、議会運営においては、すべての会派間で、合意形成を図る努力がなされながら進められてきたと認識しております。しかしながら、今回の事態というのは、その慣例を破って、公平・公正に欠く、非民主的な議会運営がなされたと思わざるを得ません。

川内原発の再稼働をめぐる、これから県議会がどのような議論を行い、どのような結論を出していくのか、全国から注目を浴びています。それは、川内原発の再稼働がなされれば、全国の停まっている原発が次々に再稼働されていくということが予測されるからであります。それだけに、本県議会は、川内原発の安全性の確保や県民の安心・安全な生活の確保という観点から、慎重、かつ丁寧な審議が求められているものであります。私は、当然ながら、予定されている12月定例会の中で、しっかりとこれらを議論していかなければならないと考えておりました。

ところが、新聞等で11月にも臨時議会が開催されるという報道がなされました。当事者の議員である私には、何も伝えられていない中であり、驚くばかりでした。本当に臨時議会の開催が検討されているのなら、当然、会派としての意見を聴取するための会議が開催されるはずであり、その会議の場で、臨時議会について反対の意見を申し上げて、協議を行いたいと考えていました。

ところが、29日の会派代表者会議は、会派の意見を聴取し検討する場ではなく、知事側から臨時議会の招集の意向が伝えられるという場でありました。

私は、先月24日に、副議長室を訪ね、直接松里副議長に、先ほど述べた議長の自民党原子力政策・需給問題等調査会との意見交換の場における発言について抗議し、合わせて、報道で取り沙汰されている臨時議会についても、開催に反対をする旨を伝えました。松里副議長は、両件について、議長に伝えると発言されました。しかしながら、結局、29日の会派代表者会議まで、何の情報も伝えらず、何の会合も開かれませんでした。

今回の事態は、副議長が、議長とともに、いかに反対派の影響を抑えて臨時議会を開催するかという意図のもと、秘密裏に自民党内の調整を行い、他会派には結論を押し付けることとされたと思わざるを得ません。

以上の理由から、副議長の不信任決議案に賛同するものであります。

討論を終わります。

総務委員長の不信任決議に対する賛成討論（要旨）

2014年11月5日

まつざき真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま県民連合から提出されました総務委員長の不信任決議案に対し、賛成の立場を表明し、その理由を述べ討論いたします。

総務委員会は、11月4日と5日の両日、大隅地域の行政視察の予定が組まれておりました。垂水市、肝付町、曾於市において、むらづくりの取り組みや地域防災計画策定の取り組みの意見交換会、閉校中学校を利用した地域活性化事業の取組などについて、調査を行う予定でありました。

ところが、藤崎総務委員長は、池畑議長から臨時議会の招集について説明を受けた後、先のような行政視察の計画があるにもかかわらず、委員会所属の自民党議員のみで協議を行い、他会派の委員の意見を聞くことなく、直前の中止を決定しました。

このような総務委員長の委員会運営のあり方は、民主的な議会ルールに則ったものとは言えず、委員長としての任に値しないと断じざるをえません。

以上の理由から、総務委員長の不信任決議案に賛同することを表明し、討論とします。

産業経済委員長の不信任決議に対する賛成討論（要旨）

2014年11月5日

まつざき真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま県民連合から提出されました産業経済委員長の不信任決議案に対し、賛成の立場を表明し、その理由を述べ討論いたします。

産業経済委員会は、11月5日から7日までの3日間、熊毛地域の行政視察の予定が組まれておりました。喜界町、龍郷町、奄美市、瀬戸内町において、観光施設や農業の関連施設、台風の被災状況などの調査を行い、意見交換会も予定されておりました。もちろん、航空機やホテルの予約もなされておりました。

ところが、小園産業経済委員長は、池畑議長から臨時議会の招集について説明を受けた後、先のような行政視察の計画があるにもかかわらず、委員会所属の自民党議員のみで協議を行い、他会派の委員の意見を聞くことなく、直前の中止を決定しました。

このような産業経済委員長の委員会運営のあり方は、民主的な議会ルールに則ったものと言えず、委員長としての任に値しないと断じざるをえません。

以上の理由から、産業経済委員長の不信任決議案に賛同することを表明し、討論とします。

企画建設委員長の不信任決議に対する賛成討論（要旨）

2014年11月5日

まつざき真琴

私は、日本共産党県議団として、ただいま県民連合から提出されました企画建設委員長の不信任決議案に対し、賛成の立場を表明し、その理由を述べ討論いたします。

企画建設委員会は、11月5日から7日までの3日間、大隅地域の行政視察の予定が組まれておりました。中種子町、南種子町、西之表市、屋久島町において、再生可能エネルギー導入の取り組みや陳情にある道路や港湾の現地調査、住民との意見交換会などが予定されておりました。

ところが、園田企画建設委員長は、池畑議長から臨時議会の招集について説明を受けた後、先のような行政視察の計画があるにもかかわらず、委員会所属の自民党議員のみで協議を行い、他会派の委員の意見を聞くことなく、直前の中止を決定しました。

このような企画建設委員長の委員会運営のあり方は、民主的な議会ルールに則ったものと言えず、委員長としての任に値しないと断じざるをえません。

以上の理由から、企画建設委員長の不信任決議案に賛同することを表明し、討論とします。